

掛川市規則第 37 号

掛川市特定個人情報の特例を定める規則をここに制定する。

平成 27 年 12 月 24 日

掛川市長

(別紙)

掛川市特定個人情報の特例を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止に関し、掛川市個人情報保護条例施行規則（平成24年掛川市規則第1号）の特例を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号。以下「条例」という。）第12条の2第1項に規定する請求書の様式は、様式第1号によるものとする。

(開示請求者の本人確認等)

第3条 掛川市特定個人情報の特例を定める条例（平成27年掛川市条例第34号）第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する条例（以下「読替後の条例」という。）第12条の2第2項の規定により、開示請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出（第3号ア及びイに掲げる書類にあっては、提出に限る。）をしなければならない。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類
- (2) 法定代理人が請求する場合 次に掲げる書類
 - ア 戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類
 - イ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類
- (3) 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が請求する場合 次に掲げる書類
 - ア 本人が記名押印した委任状
 - イ 本人の印鑑登録証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成するものに限る。以下同じ。）。ただし、実施機関が定めるところにより、任意代理人が本人の委任を受けていることを確認できる場合は、この限りでない。
 - ウ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示請求者が任意代理人本人であることを確認するに足りる書類

(開示を受ける者の本人確認等)

第4条 読替後の条例第22条第2項の規定により、開示を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出（第3号アに掲げる書類にあっては、提出に限る。）を

しなければならない。

(1) 本人が開示を受ける場合 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示を受ける者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類

(2) 法定代理人が開示を受ける場合 次に掲げる書類

ア 戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、実施機関が別に定める場合は、この限りでない。

イ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示を受ける者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類

(3) 任意代理人が開示を受ける場合 次に掲げる書類

ア 本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書。ただし、実施機関が別に定める場合は、この限りでない。

イ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示を受ける者が任意代理人本人であることを確認するに足りる書類

(訂正請求書)

第5条 条例第25条第1項に規定する請求書の様式は、様式第2号によるものとする。

(訂正請求者の本人確認等)

第6条 読替後の条例第25条第2項の規定により、訂正請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出（第3号ア及びイに掲げる書類にあっては、提出に限る。）をしなければならない。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類

(2) 法定代理人が請求する場合 次に掲げる書類

ア 戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類

イ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類

(3) 任意代理人が請求する場合 次に掲げる書類

ア 本人が記名押印した委任状

イ 本人の印鑑登録証明書。ただし、実施機関が定めるところにより、任意代理人が本人の委任を受けていることを確認できる場合は、この限りでない。

ウ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が任意代理人本人であることを

確認するに足りる書類

(利用停止請求書)

第7条 条例第26条の7第1項に規定する請求書の様式は、様式第3号によるものとする。

(利用停止請求者の本人確認等)

第8条 読替後の条例第26条の7第2項の規定により、利用停止請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出（第3号ア及びイに掲げる書類にあっては、提出に限る。）をしなければならない。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が保有
個人情報であることを確認するに足りる書類

(2) 法定代理人が請求する場合 次に掲げる書類

ア 戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類

イ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類

(3) 任意代理人が請求する場合 次に掲げる書類

ア 本人が記名押印した委任状

イ 本人の印鑑登録証明書。ただし、実施機関が定めるところにより、任意代理人が本人の委任を受けていることを確認できる場合は、この限りでない。

ウ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が任意代理人本人であることを確認するに足りる書類

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日までの間は、第3条中「第6条又は第7条」とあるのは、「第6条」とする。

（表面）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（あて先）実施機関

郵便番号
開示請求者 住所又は居所
氏 名

掛川市個人情報保護条例第12条の2第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容		
開示の実施の方法の区分		1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 全部を希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分を希望 (2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望 <input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望
代理人区分等	代理人区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
本人の状況		<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
連絡先（電話番号等）		

(裏面)

(注)

- 1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。
- 2 「代理人区分等」欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。
- 3 「本人の状況」欄は、法定代理人が請求する場合のみ記載してください。
- 4 本人が請求する場合は、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 6 任意代理人が請求する場合は、本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を職員に提出するとともに、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示請求者が任意代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

なお、印鑑登録証明書は、住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、市長又は区長）が作成するものに限りません。ただし、実施機関が定めるところにより、任意代理人が本人の委任を受けていることを確認できる場合は、この限りではありません。

以下の欄には記入しないでください。

請 求 者 本 人 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法 定 代 理 人 の 本 人 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 本人が記名押印した委任状 <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任 意 代 理 人 の 本 人 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
担 当 課 等	

（表面）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（あて先）実施機関

郵便番号
訂正請求者 住所又は居所
氏 名

掛川市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	
代理人区分等	代理人区分 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	本人の氏名
	本人の住所又は居所
本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
連絡先（電話番号等）	

(裏面)

(注)

- 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 2 「代理人区分等」欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。
- 3 「本人の状況」欄は、法定代理人が請求する場合のみ記載してください。
- 4 本人が請求する場合は、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 6 任意代理人が請求する場合は、本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を職員に提出するとともに、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が任意代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

なお、印鑑登録証明書は、住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、市長又は区長）が作成するものに限ります。ただし、実施機関が定めるところにより、任意代理人が本人の委任を受けていることを確認できる場合は、この限りではありません。

以下の欄には記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 本人が記名押印した委任状 <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課等	

（表面）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）実施機関

郵便番号
 利用停止請求者 住所又は居所
 氏 名

掛川市個人情報保護条例第26条の7第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
代理人区分等	代理人区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
連絡先（電話番号等）		

(裏面)

(注)

- 1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。
- 2 「代理人区分等」欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。
- 3 「本人の状況」欄は、法定代理人が請求する場合のみ記載してください。
- 4 本人が請求する場合は、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 6 任意代理人が請求する場合は、本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を職員に提出するとともに、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が任意代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

なお、印鑑登録証明書は、住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、市長又は区長）が作成するものに限ります。ただし、実施機関が定めるところにより、任意代理人が本人の委任を受けていることを確認できる場合は、この限りではありません。

以下の欄には記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 本人が記名押印した委任状 <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課等	